

## 【CLOメルマガ】バーチャルオンリー型株主総会

弁護士法人中央総合法律事務所 メールマガジン 第15号

弁護士法人中央総合法律事務所では、主として名刺交換をさせていただいた方を対象とし、有用な法律情報等をお知らせすべく定期的にメールマガジンを発行させていただいております。

今号では、バーチャルオンリー型株主総会について取り上げました。バーチャルオンリー型株主総会については、先月法律案が閣議決定されたばかりですが、今年の6月総会から導入する企業が出てくるかと思われます。今号は、速報として、閣議決定された法律案の内容等を簡単に紹介するものです。

~~~~~

### 【バーチャルオンリー型株主総会】

#### 1 バーチャル株主総会について

これまで行われてきた株主総会は、会社法上、株主総会の招集に際しては株主総会の「場所」を定めなければならないとされていることなどにより(会社法 298 条 1 項 1 号)、物理的に存在する会場において、役員等と株主が一同に介して行われる「リアル株主総会」が通常でした。ところが、昨年からのコロナ禍によりいわゆる「3密」を避けるために株主の数を一定程度限定することや、株主の来場を原則ご遠慮いただくことなどが求められ、これまでの株主総会の在り方とは異なる、株主のみ、あるいは役員等と株主の両方が、インターネット等の手段を用いて、遠隔地から、株主総会に出席／参加する「バーチャル株主総会」が俄に注目を集めました。

バーチャル株主総会は、次のとおり、大きく、①-1ハイブリッド出席型、①-2ハイブリッド参加型、②バーチャルオンリー型の3つに分かれます。

#### ①-1ハイブリッド出席型

→物理的会場あり+バーチャルで参加する株主に議決権がある

(2020年6月の上場会社における株主総会では9社が実施)(c.f.)2019年6月は0社)

#### ①-2ハイブリッド参加型

→物理的会場があり+バーチャルで参加する株主に議決権がない

(2020年6月の上場会社における株主総会では113社が実施)(c.f.)2019年6月は5社)

## ②バーチャルオンリー型

→物理的会場がない(これまで実施なし。今号で取り上げるのはこちら。)

## 2 ハイブリッド型バーチャル株主総会

バーチャル株主総会のうち、①-1・2ハイブリッド型については、リアル株主総会を開催しつつ、当該リアル株主総会の場に在所しない株主についても、インターネット等の手段を用いて遠隔地からこれに参加／出席することを許容する株主総会であり、現行の会社法の解釈上も可能であるとされていました。令和2年2月には経済産業省から「[ハイブリット型バーチャル株主総会の実施ガイド](#)」が策定されており、また令和3年2月に、同省で「[ハイブリット型バーチャル株主総会の実施ガイド\(別冊\)実施事例集](#)」が策定されるなどしており、未だ続くコロナ禍において、益々活用が期待されているところです。

こちらのハイブリッド型株主総会の内容や実施する際の留意点については、近日中に別途配信等にて情報提供させていただく予定をしておりますので、本号では割愛いたします。

## 3 バーチャルオンリー型株主総会

②バーチャルオンリー型については、過去にも当時の法務省民事局長から、現行の会社法の解釈上実施は難しいとの見解が示されており、これまで実施がされてきませんでした。

しかしながら、令和3年2月5日、上場会社におけるバーチャルオンリー型株主総会を実施可能とする内容を含む、「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案」(以下「法律案」といいます。)が閣議決定されました。法律案が成立することで、上場会社においては、バーチャルオンリー型株主総会を適法に実施することが可能になります。

法律案では、上場会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることが株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた場合には、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる旨を定款で定めることができることとされています(法律案第66条1項)。

さらに、法律案では、法律公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するとされていますが、「場所の定めのない株主総会等」に改める部分については、公布の日から施行されることが予定されるとともに(法律案附則第1条)、施行日現在上場会社であるか又は施行後二年を経過する日までの間に上場会社になった株式会社については、前記の経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた場合には、施行日から二年間においては、その定款の定め(株主総会又は

種類株主総会の場所の定めがある定款の当該定めに限る。)にかかわらず、その定款に同項の規定による定めがあるものとみなすことができるとされます(法律案附則第3条1項)。

すなわち、法律案が、現在開会中である通常国会にて審議され、可決されれば、改正法の公布の日(=施行日)から、上場会社においてバーチャルオンリー型の実施が可能となります。そのため、早ければ今年の6月総会からバーチャルオンリー型株主総会が実施可能となり、実際に導入する企業が出てくる可能性があります。

もっとも、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることが必要であり、現時点ではこの確認のための経済産業省令・法務省令で定められる要件が明らかになっておりません。今後、法律案の審議状況も見ながら、各省令をフォローアップすることが必要になりますので、進捗があり次第、適宜追加配信等いたします。

<この記事に関するお問い合わせ先> 弁護士 榎 陽

([kashibuchi.y@clo.gr.jp](mailto:kashibuchi.y@clo.gr.jp))

~~~~~

※本メールマガジンは、主として弊社事務所弁護士と名刺を交換した方に送らせていただいております。

※本メールアドレスは送信専用のメールアドレスです。このメールに返信しないようお願いいたします。

#### 【配信停止・お問い合わせについて】

今後、本メールマガジンの配信停止をご希望の方、メールアドレスの変更その他お問い合わせがございましたら、大変お手数ではございますが、下記メールアドレスまでご連絡ください。

([clo.mlstop@clo.gr.jp](mailto:clo.mlstop@clo.gr.jp))

.....  
弁護士法人中央総合法律事務所 (<http://www.clo.jp/>)

(大阪事務所)

〒530-0047 大阪市北区西天満2丁目10番2号 幸田ビル11階(受付5階)

[TEL:06-6365-8111](tel:06-6365-8111) FAX:06-6365-8289

(東京事務所)

〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-3 日比谷国際ビル18階

[TEL:03-3539-1877](tel:03-3539-1877) FAX:03-3539-1878

(京都事務所)

〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町 8 番 京都三井ビル 3 階

[TEL:075-257-7411](tel:075-257-7411) FAX:075-257-7433

Copyright (C) Chuo Sogo Law Office, P.C.

All Rights Reserved.

.....